2019.8.8 号

KOYANO CONSULTING GROUP

小谷野会計グループ
〒151-0053 東京都渋谷区代々木 1-22-1
代々木1丁目ビル 14 階
TEL:03-5350-7435　FAX:03-5350-7436

《会計・税務の知識》 スマホ確定申告の対象が拡大します！

はじめに

平成 30 年分の確定申告からスマホ（タブレット）による申告が認められるようになりました。これにより、パソコンやＩＣカードリーダー、ネット環境の整備等をせずとも申告が完了できると期待されましたが、現状申告できる内容は限定的でスマホだけでは完結できずガッカリされた方もいたのではないでしょうか。

しかし、平成 31 年 3 月 13 日に開催された国税審議会にてスマホによる確定申告の対象を拡充するとの資料が示されました。今回はその内容をまとめます。

1. 平成 30 年分のスマホ申告利用対象者

平成30年分の確定申告においてスマホで完結できるのは「給与以外の収入が一切ない方」となっていました。給与以外の収入というのは、副業や不動産、株や FX などの利益、退職金などの所得のことを指しており、これらの収入がある場合はスマホで確定申告書を作成することはできません。また、下記の条件に当てはまる方についてもスマホで申告を完結させることができませんでした。

① 勤務先での年末調整が未済
② 2 以上の会社から収入がある
③ 生命保険、国民年金、健康保険料の控除を適用したい
④ 医療費控除や寄付金控除の適用を受けない

スマホで確定申告を行う場合は、国税庁の「確定申告書作成コーナー」を利用することになります。
いくつかの条件で当てはまらない場合は「パソコで入力してください」と途中で入力できなくなるケースがあります。

2. 平成 31 年分のスマホ申告利用対象者

平成 31 年分の確定申告から、現行の給与所得だけでなく、雑所得や一時所得にも拡大される予定です。これにより副業で収入を経た場合などでの利用が可能となります。また、2 以上の会社から給与払いを受けている場合にも対応される見込みです。

【スマホ専用画面の利用対象者】

	平成30年分	平成31年分
収入	給与所得 年調済1カ所	給与所得 年調済1カ所 **年調未済** **2か所以上に対応** **公的年金等** **雑所得** **一時所得**
所得控除	医療費控除 寄付金控除	**すべての所得控除**
税額控除	政党等寄附金等特別控除	政党等寄附金等特別控除 **災害減免額**
その他		**予定納税額** **本年分で差し引く繰越損失額** **財産債務調書（案内のみ）**

3. e-Tax の利用にあたり準備するもの

スマホで確定申告をするにあたり、「e-Tax」というインターネット上で電子的に手続きが行えるシステムを利用するための権限を取得することが必須となります。そのためにはマイナンバーカード方式、またはＩＤ・パスワード方式のいずれかの方法により利用権限を取得する必要があります。用意するものについては下記の通りです。

	マイナンバーカード方式	ＩＤ・パスワード方式
用意するもの	・マイナンバーカード ・ICカードリーダライタ	・ＩＤ（利用者識別番号） ・パスワード（暗証番号）
備考		ＩＤとパスワードは税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行されます。運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、**お近くの税務署**にて発行することが可能です。

おわりに

副業解禁やスマホの発展による仮想通貨や FX，株式の売買が手軽に行えるようになり、確定申告対象者が増加することが予想されます。

スマホによる確定申告は簡単に行える一方、誤った申告をした場合にはペナルティが発生する場合があります。そうならないように気を付けましょう。

（担当：和田）

©KOYANO CONSULTING GROUP 無断転載・引用禁止